

16

学内で物を失くしたとき、 拾ったとき、盗難にあったとき

大学構内で物をなくしたり、落し物・忘れ物を見つけたとき、盗難にあったときは速やかに学生窓口へ届けてください。

学内ではスマホ、時計等の貴重品や教科書、プリント、お弁当箱、水筒、傘など相当数の物が遺失物として届きます。保管期間は3か月です。持ち主がわかる物は学務課職員から連絡します。持ち物にはできるだけ記名してください。

物を失くしたとき

学生窓口を設置してある「遺失物ファイル」を見て、自分の物が届けられていないか確認してください。

ある ☺

学生生活課職員に学生窓口で申し出てください。

本人のものと確認ができましたら「拾得物届」の裏面にある「受取書」に記入し、物品を受け取ってください。

ない

学生窓口にある「遺失物届」を提出します。



物を拾ったとき

拾った物を持参し、学生窓口で「拾得物届」を受け取り、拾得日時・場所等を記入し、拾った物とともに提出してください。

盗難にあったとき

速やかに学生窓口にお申し出ください。